Article V

Japan will determine, for each Japanese fiscal year, the actual amount of the expenditures that Japan will bear under Article I, Article II and Article III respectively and will promptly notify the United States of America of such determination.

Article VI

Japan and the United States of America may consult on all matters regarding the implementation of this Agreement through the Joint Committee.

Article VII

This Agreement shall be approved by Japan and the United States of America in accordance with their respective internal legal procedures. This Agreement shall enter into force on the date when diplomatic notes indicating such approval are exchanged, and shall remain in force until March 31, 2016.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, duly authorized for the purpose, have signed the present Agreement.

DONE in duplicate at Tokyo in the Japanese and English languages, both equally authentic, this twenty-first day of January, 2011.

FOR JAPAN:

前原誠司

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

John V. Roos

告示

○外務省告示第百二十七号

平成二十三年一月二十一日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定について、同協定の承認を通知する外交上の公文の交換は、平成二十三年四月一日に東京で行われた。よって、同協定は、その第七条の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成二十三年四月一日　外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百二十八号

平成二十三年一月二十一日に東京で日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定が署名された際、同協定に関する次の合意された議事録の署名が行われた。

平成二十三年四月一日　外務大臣　松本　剛明

二千十一年一月二十一日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定についての合意された議事録

日本国及びアメリカ合衆国のそれぞれの代表者は、二千十一年一月二十一日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）第一条の交渉に関連し、次のとおり記録することに合意した。

協定第一条に掲げる給与には、千九百八十七年一月三十日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の際日本国による負担の対象となっていた部分を含まないことが確認される。

二千十一年一月二十一日に東京で

日本国のために
前原誠司

アメリカ合衆国のために
ジョン・V・ルース

第明治三十三種郵便物認可　平成23年3月3日

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇一－八四四五　東京都千代田区神田三崎町二丁目四番号　電話　03（3587）4294

定価　本号一部　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　送料　別（配達料一三〇円）